

災害が発生してから 72 時間で
みんなさんができること

西舞子小学校区 地域おたすけガイド

— 組織的かつ効果的な行動 —

このガイドは、災害初動期の対応マニュアルです。

また、発災後 72 時間が人の生死を分けるターニングポイントとされており、この間に地域住民が行う「命を救うための活動」に焦点を絞り作成をしています。

大規模な災害が発生したときに、参集してきた方々で優先すべき必要な任務を順に割りあて、被害の軽減につなげます。



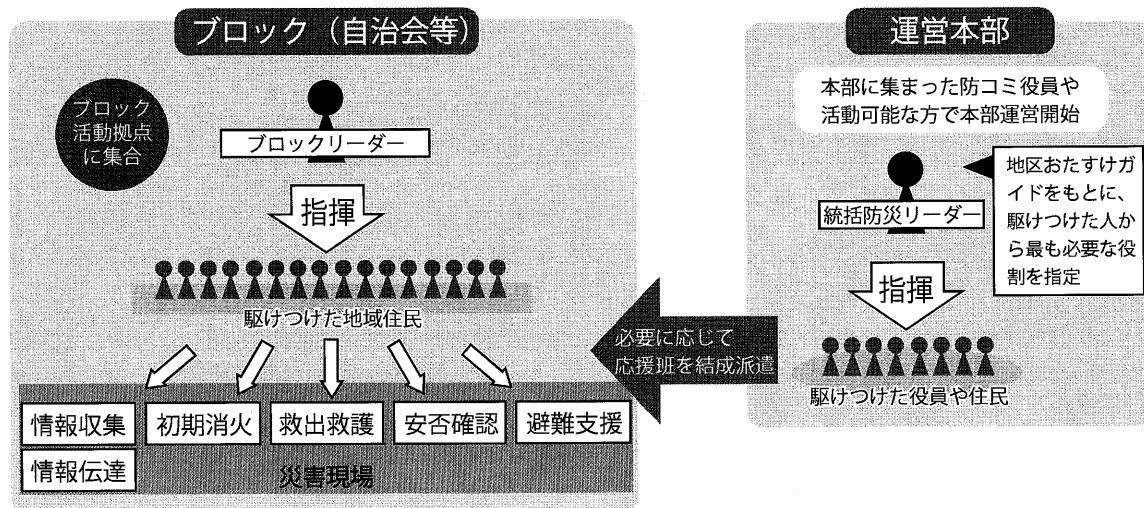
平成 31 年 3 月
狩口台ふれあいのまちづくり協議会
狩口台防災福祉コミュニティ

はじめに

- (1) 阪神・淡路大震災の記録によれば、震災で救助された人の8割以上が地域の方々の助け合い（共助）により救助されたといわれています。大きな災害が起きた時、速やかな安否確認と有効な救出・救護活動を実施するためには、あらかじめの備えが大切です。
- (2) この「地域おたすけガイド」は、災害初動時の対応マニュアルです。
- (3) 災害発生時に地域のみなさんが、「いつ」「どのような体制で」「どのように行動すればよいのか」をまとめたものです。
- (4) 防災福祉コミュニティ^{*}の役員だけでなく、いざという時には誰もが行動できるように、活動の手順を記載しています。
- (5) 地域の状況は刻々と変化します。訓練を通して繰り返し検証して、地域の実情に適したガイドにするため、その都度見直しを行います。

災害時の組織と流れ

災害発生時、まずはそれぞれの自治会単位で対応を行い、その後運営本部からも応援班が派遣される。



※防災福祉コミュニティとは

- ・市民、事業者、行政とが協力し合って、安全で、安心して暮らせるまちづくりを目指して、福祉活動や防災活動に取り組むコミュニティをいいます。
- ・小学校区内の消防団、自治会、婦人会、老人クラブ、民生委員児童委員協議会、PTA、青少年育成協議会、事業所など地域のあらゆる人々の参加する組織です。
- ・ブロック組織は、地域での活動が行いやすいように、小学校区を地域の広がりに応じて区分したものです。当地区は、狩口台、南多聞台、舞子坂、西舞子の4ブロックに分けております。

I 活動方針

近隣の方々で助けあうことはとても重要です。
災害発生後 72 時間が人の生死を分けるターニングポイントとされており、この間に地域住民がお互いに「命を救うための活動」を積極的に行なうことが求められています。

周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう！！

II 運営本部の設置基準

- ・震度 5 弱以上、又は地震による被害が拡大する恐れがある場合
- ・特別警報が発令された場合
- ・防コミ役員が協議をし、必要と判断した場合

III 役員参集場所等一覧

防コミ運営本部	西舞子小学校									
ブロック本部	ブロック名		場所			地図				
	狩口台ブロック	公団神戸狩口台 C47 集会所			C2					
	南多聞台ブロック	県営住宅第 6 住宅コミュニティプラザ			D2					
	舞子坂ブロック	ハイマート舞子坂			F5					
	西舞子ブロック	矢元台ふれあいセンター			C5					
防災資機材庫	狩口台地域福祉センター 防災倉庫						C3			
	公団神戸狩口台 C47 集会所横 防災倉庫						C2			
	舞子坂 4 丁目 防災倉庫						E4			
緊急避難場所(屋内)	名称	地図	※災害ごとの注意事項 土砂 洪水 津波			備考	避難所			
	西舞子小学校	D4	○	○	○	078-781-0004	○			
	舞子中学校	D4	△	○	○	078-781-0001	○			
緊急避難場所(屋外)	名称	地図	※災害ごとの注意事項 地震 津波 大火			備考				
	舞子墓園		○	○	○					
	矢元台公園	BC4	○	○	○					
	西舞子小学校グラウンド	D4	○	○	○					
災害時要援護者台帳保管場所	舞子坂 4 丁目自治会宅 道友自治会長宅(E4)									

【参考情報】

災害情報区分について

避難情報の種類	
避難準備・高齢者等避難開始	<input type="checkbox"/> 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。 <input type="checkbox"/> その他的人は、避難の準備を整えましょう。
避難勧告	<input type="checkbox"/> 速やかに避難場所へ避難をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。
避難指示（緊急）	<input type="checkbox"/> まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。

避難情報 (神戸市)	---	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示
気象情報 (気象庁)	大雨注意報	大雨警報	土砂災害警戒情報	特別警報

※この表は、あくまでも相互の情報の目安です。

災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- ・ 障がいのある方
- ・ 介護が必要な方
- ・ 高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・ 難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方

行政関係の連絡先

垂水区役所 078-708-5151
垂水警察署 078-781-0110または110
垂水消防署 078-786-0119または119
垂水建設事務所 078-707-0234

兵庫県 CG ハザードマップ

スマートフォンなどで G P S 機能をオンにして「兵庫県 C G ハザードマップ」にアクセスすれば、出先にいても、自分がいる場所とその付近の危険地や緊急避難場所などが地図で表示されます。

検索→兵庫県 C G ハザードマップ

<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>



IV 活動対応

□は、その行動が完了したら✓をつける。

1 風水害発生時の対応チェックリスト

【災害発生前】

(1) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令

- 防コミ役員は自宅待機の上、役員同士で連絡を取り合う。
- 防コミ役員または自治会役員はそれぞれ協議を行い、防災活動が必要と判断すれば防災活動を開始する。

(2) 活動開始の対応

[ブロックでの対応]

- 防コミ役員はブロック活動拠点に集合する。
- 集まった方で、情報を共有し整理する。

(必要なもの)

- | | | |
|-------|--------|-----------|
| □ 地図 | □ 筆記用具 | □ おたすけガイド |
| □ カメラ | □ 携帯電話 | □ 伝言メモ用紙 |

- 集まった方で、役割分担と緊急連絡網の作成をする。

(主な役割)

- | | | |
|------------|-----------|-------|
| □ ブロックリーダー | | |
| □ 情報収集班 | □ 避難呼びかけ班 | □ 誘導班 |
| □ 救出班 | □ 本部連絡担当者 | |

(必要なもの)

- 緊急連絡網（添付参考資料参照）

- 避難呼びかけ班は、複数（3人以上）1組で危険箇所の見回りをする。
- 避難誘導班は、災害時要援護者へ避難の呼びかけや避難したい方

を避難所へ誘導する。

- 情報収集班は集まった情報をまとめる。
- ブロックリーダーは、集まった情報（危険箇所や避難者）を防災本部へ電話等で伝える。
- 本部への連絡担当者（ブロックリーダー以外）を決める。
- 随時、現場や防災行政無線・ラジオ・テレビ等から、気象情報・避難情報・土砂災害警戒情報等を収集する。

[防コミ本部の対応（立ち上げ）]

- 集まった方で防コミ本部の立ち上げ準備を行う。
- 集まった方で、統括防災リーダーを決定し、防コミ本部を立ち上げる。
- 集まった方で、役割分担と緊急連絡網の作成をする。

（主な役割）

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 統括防災リーダー | <input type="checkbox"/> 情報収集班 |
| (統括防災リーダーは基本的に防災福祉コミュニティの委員長とする) | |

（必要なもの）

- | | | |
|--------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 地図 | <input type="checkbox"/> 筆記用具 | <input type="checkbox"/> おたすけガイド |
| <input type="checkbox"/> カメラ | <input type="checkbox"/> 携帯電話 | <input type="checkbox"/> 伝言メモ用紙 |
| <input type="checkbox"/> 緊急連絡網 | | |

- 現場からの情報と集まった方からの情報を共有し整理する。

（必要なもの）

- | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 地図 | <input type="checkbox"/> ホワイトボード | <input type="checkbox"/> 模造紙 |
| <input type="checkbox"/> 付箋 | <input type="checkbox"/> ガムテープ | <input type="checkbox"/> 筆記用具 |
| <input type="checkbox"/> おたすけガイド | <input type="checkbox"/> カメラ | <input type="checkbox"/> 携帯電話 |
| <input type="checkbox"/> 伝言メモ用紙 | | |

- 随時、現場や防災行政無線・ラジオ・テレビ等から、気象情報・避難情報・土砂災害警戒情報等を収集する。

(3) 避難勧告または土砂災害警戒情報の発令

[ブロックでの対応]

- 本部と協議の上、避難の呼びかけや情報収集などの活動を継続する。しかし、危険と判断した場合はすみやかに活動を中止する。

[防コミ本部の対応]

- 各ブロックの活動班による災害時要援護者避難誘導が実施できるよう体制を整える（人員確保等）。
- 資機材の確保をする。
- 現場からの情報と集まった方からの情報を共有し整理する。

(必要なもの)

- | | | |
|-----------------------------|----------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 地図 | <input type="checkbox"/> ホワイトボード | <input type="checkbox"/> 模造紙 |
| <input type="checkbox"/> 付箋 | <input type="checkbox"/> ガムテープ | |

- 隨時、現場や防災行政無線・ラジオ・テレビ等から、気象情報・避難情報・土砂災害警戒情報等を収集する。

【災害の発生】

(4) 情報収集と伝達 ※卷末参考資料参照

[ブロックでの対応]

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 本部に地区内の被害状況や住民の安否等の状況報告を行う。

[防コミ本部の対応]

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 有線電話や携帯電話等により、ブロックリーダーから各地区内の被害状況や住民の安否等の状況確認を行う。

(5) 安否確認と避難支援

[ブロックでの対応]

- 事前に用意している災害時要援護者台帳に基づき安否確認を行う。
- 災害時要援護者台帳を事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。
- 防コミ本部へ伝達する。
- 二次災害の恐れがある場合は、無理な避難支援は行わない。

(6) 避難所の解錠について

- 風水害の際は、事前に施設担当者が避難所の解錠対応をしている。

(7) 行政へ連絡

[防コミ本部の対応]

- 被害情報、活動情報等をまとめる。

(必要なもの)

- | | | |
|---------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 地図 | <input type="checkbox"/> ノート | <input type="checkbox"/> 筆記用具 |
| <input type="checkbox"/> 避難者リスト | <input type="checkbox"/> 被害情報 | |

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

2 地震時の対応チェックリスト

【災害発生直後】

(1) 個人および近隣者の行動（周辺の確認と安否確認）

- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 可能ならばブレーカーを落とす。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで情報の確認。
- 余裕があり可能であれば、近隣の救出作業を実施。

(2) ブロック活動拠点と防コミ本部の立ち上げ

[ブロックでの対応]

- 防コミ役員はブロック活動拠点に集合する。
- 集まった方で、被害情報等を共有し整理する。

(必要なもの)

- | | | |
|------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 地図 | <input type="checkbox"/> 筆記用具 | <input type="checkbox"/> おたすけガイド |
| <input type="checkbox"/> カメラ | <input type="checkbox"/> 携帯電話 | <input type="checkbox"/> 伝言メモ用紙 |

- 集まった方で、役割分担と緊急連絡網の作成をする。

(主な役割)

- | | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ブロックリーダー | | |
| <input type="checkbox"/> 情報収集班 | <input type="checkbox"/> 避難呼びかけ班 | <input type="checkbox"/> 誘導班 |
| <input type="checkbox"/> 救出班 | <input type="checkbox"/> 本部連絡担当者 | |

(必要なもの)

- 緊急連絡網（添付参考資料参照）

- 避難呼びかけ班は、複数（3人以上）1組で周囲の見回りをする。
- 情報収集班は集まった情報をまとめる。
- 本部連絡担当者は集まった情報（被害情報や避難者）を防災本部へ伝えに行く。

[防コミ本部の対応（立ち上げ）]

- 集まった方で防コミ本部の立ち上げ準備を行う。
- 集まった方で統括防災リーダーを決定し、防コミ本部を立ち上げる。
- 集まった方で、役割分担と緊急連絡網の作成をする。

（主な役割）

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 統括防災リーダー | <input type="checkbox"/> 情報収集班 |
| (統括防災リーダーは基本的に防災福祉コミュニティの委員長とする) | |

（必要なもの）

- | | | |
|--|-------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 地図 | <input type="checkbox"/> 筆記用具 | <input type="checkbox"/> おたすけガイド |
| <input type="checkbox"/> カメラ | <input type="checkbox"/> 携帯電話 | <input type="checkbox"/> 伝言メモ用紙 |
| <input type="checkbox"/> 緊急連絡網（添付参考資料参照） | | |

（3） 情報収集・伝達 ※巻末参考資料参照

[ブロックでの対応]

- ブロックリーダーは、消火や救助など対応すべき災害に応じた班を編成する。
- 防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等により、ブロックリーダーに伝達をする。
- 本部連絡担当者は、防コミ本部へ移動し情報を伝達。
- 伝令等により、ブロックリーダーから各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。
（地震時は有線電話や携帯電話は使用できないと思われます。）
- 情報収集班は隨時ブロックリーダーに連絡をする。

[防コミ本部の対応]

- 現場からの情報と集まった方からの情報を共有し整理する。
- 本部に、地域の地図や防災マップ、災害時要援護者台帳などを配置する。
- メンバーで情報を共有するため、ホワイトボードや模造紙を準備する。

(必要なもの)

- | | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 地図・防災マップ | <input type="checkbox"/> ホワイトボード | <input type="checkbox"/> 模造紙 |
| <input type="checkbox"/> 付箋 | <input type="checkbox"/> ガムテープ | <input type="checkbox"/> おたすけガイド |

- 集まった情報を整理する。
- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等によりブロックリーダーに伝達をする。

(4) 救出・救護・消火活動 ※巻末参考資料参照

[ブロックでの対応]

- 防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性防火水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- ブロック単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプやあらゆる消防器具等を活用し初期消火を行う。
- 出火場所を確認する。
- 消火活動人員の割り振り。
(火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。)
- 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する。
(救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。)
- 救出活動人員の割り振り。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

[防コミ本部の対応]

- 地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容（救出、救護、消火活動）の具体的助言を行う。

(5) 災害時要援護者の安否確認と避難支援

※巻末参考資料参照

[ブロックでの対応]

- 事前に用意している災害時要援護者台帳に基づき安否確認を行う。
- 災害時要援護者台帳を事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。
- ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別をする。
- 避難支援が必要な場合は、可能な範囲で避難支援を行う。

[防コミ本部の対応]

- 地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容（安否確認、避難支援）の具体的助言を行う。

(6) 行政へ連絡

[防コミ本部の対応]

- 被害情報、活動情報等をまとめる。

(必要なもの)

- | | | |
|---------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 地図 | <input type="checkbox"/> ノート | <input type="checkbox"/> 筆記用具 |
| <input type="checkbox"/> 避難者リスト | <input type="checkbox"/> 被害情報 | |

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。

(7) 緊急避難場所（屋内）の解錠

[防コミ本部の対応]

- 被害情報、活動情報等をまとめる。
- 緊急避難場所・避難所の解錠をする。

3 共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

（1） 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す。

（2） 避難所の運営

- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営協力にあたる。
- 女性や子育て家庭への配慮
- 災害時要援護者への配慮
- 要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と区分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など

※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切。

- 福祉避難所を必要とする方について、垂水区役所（078-708-5151）へつなぐ。
- 同行避難してきたペットへの配慮

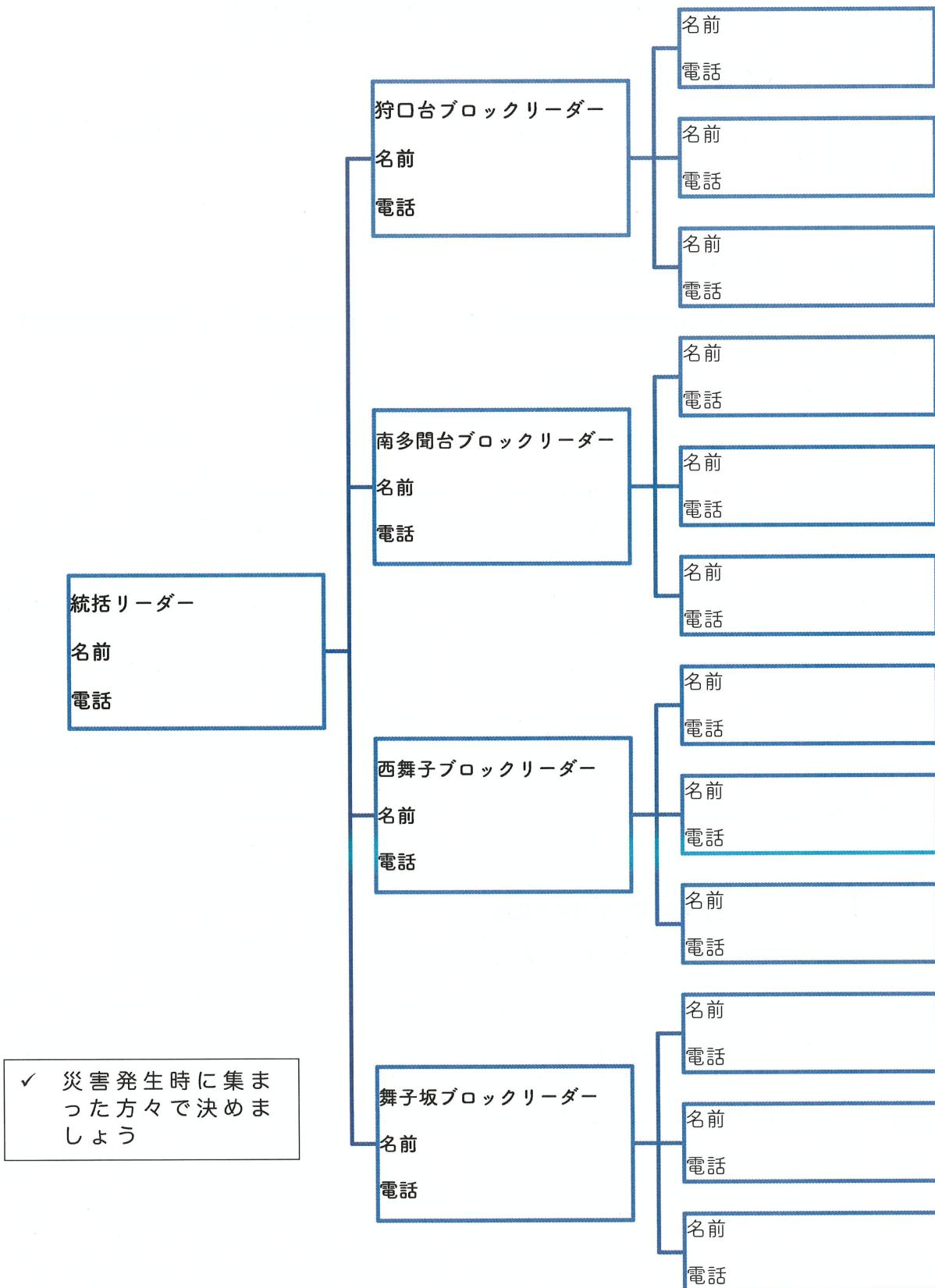
（3） 生活情報の収集

- 生活情報の収集及び住民への周知

（4） 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

(参考資料1) 災害時連絡体系図



(参考資料2) 防災資機材庫リスト

防災資機材庫：狩口台地域福祉センター

鍵保管場所：狩口台地域福祉センター

鍵保管者：狩口台地域福祉センター

用途	品名	個数	用途	品名	個数
消 火 用	消火器（粉末）	4	そ の 他	ヘルメット	24
	布バケツ	49		皮手袋	9
				腕章	27
				携帯用電灯	3
				トランジスタメガホン	3
				広報・訓練用拡声器	1
				携帯用発電機	2
				トランシーバー	1
				台車	1
				ガソリンタンク	1
救 助 用	スコップ	9		ジャンパー	28
	バール	3		ポリバケツ	5
	折りたたみのこぎり	6		収納庫（中）	1
	のこぎり	6		収納庫（小）	1
	ハンマー	5		ブルーシート	4
	簡易ジャッキ	2		二輪車	1
	ツルハシ	5		投光機	2
	ボルトクリッパー	2		ポリタンク	5
	折りたたみ担架	2			
	ロープ	1			
MEMO					

情報収集・伝達

1. ラジオ、テレビ、インターネット、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
2. 地域内の災害情報を把握する。

情報収集・伝達手段

1. 情報収集

収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。

(1) ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。

(2) 行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。

(3) 各ブロックからの情報収集

2. 情報伝達

情報を伝える手段として、ハンドマイク、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

救出・救護活動

1. ブロック、自治会単位で防災資機材（ジャッキ、のこぎり、バール等）を活用し、協力して救出活動を行う。
2. 救護（応急手当）を実施する。

救出・救護手順

1. 被害の実態把握

- (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か（けがの程度も含めて）確認する。
- (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

2. 二次災害の防止

- (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物がずれたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
- (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

3. 要救助者の救出

- (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
- (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。

4. 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

消火活動

1. ブロック、自治会単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプ等を活用し初期消火を行う。
2. 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。

消火活動手順

1. 消火用水の選定

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (3) ポンプから水面までの高低差はC級で7m以内、D級で4m以内を目安とする。

2. ホースの延長要領

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実に行う。

3. 送水の時期

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があってから送水する。
- (2) 放口コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

安否確認

1. 安否確認情報の収集

2. 安否不明者の確認

- (1) 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
- (2) 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。

訪問先での確認手順

1. 外観の確認

建物に甚大な被害がないかを確認してください。

2. 声かけ・呼びかけ確認

門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。

3. ドアをノックする

応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。

4. 庭、勝手口等の確認

状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をしてください。

5. 確認シール（ガムテープ）貼付

確認した状況に応じて、玄関ドアにシール（ガムテープ）を貼付してください。

ガムテープなどの記入例

救助・支援の必要あり

安否の確認できず

確認済み・支援の必要ななし

災害時要援護者の避難支援

自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う。

避難支援のポイント

1. 一人暮らし高齢者

迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認と状況把握が必要。

2. 寝たきりの要介護高齢者

避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。

3. 認知症の人

安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。

4. 視覚障がい者

音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要。

5. 聴覚障がい者

補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。

6. 言語障がい者

手話、筆談等によって状況を把握することが必要。

7. 在宅人工呼吸器使用者

避難所での電源確保が必要。

西舞子小学校区 ハザードマップ

2019.3.16

凡例

- 危険なところ
- AED
- 消火栓
- ポスト
- 緊急避難場所
- 自動車通行不可
- 防火水槽
- 階段
- 指定避難所
- 公衆トイレ
- 100t 防火水槽
- バス停
- 防災スピーカー
- ブロックの境界線
- ブロックでの参集場所
- 資機材庫の場所
- 災害時に有効な資源
- ブロック活動拠点
- 防コミ本部

避難する際に危険になるかもしれない場所

- 暗い通路
- 老朽家屋がある
- 水没の可能性がある(水が溢れている)
- ブロック塀の倒壊がある
- 急な階段
- 高齢者が多い
- 崩落している
- 空き家が多い

